

給水装置工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 23 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 11 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
白表紙					
総目次	目 1 から目 2	1	目 1 から目 2	1	加除表の次
第 1 部	1 3 から 1 4 まで	1	1 3 から 1 4 まで	1	P 1 2 の次
	4 7 から 4 8 まで	1	4 7 から 4 8 まで	1	P 4 6 の次
	5 8 から 5 9 まで	1	5 8 から 5 9 まで	1	P 5 7 の次
	6 7	1	6 7	1	P 6 6 の次
第 2 部	5 から 6 まで	1	5 から 6 まで	1	P 4 の次
	2 3 から 2 4 まで	1	2 3 から 2 4 まで	1	P 2 2 の次
	3 1 から 3 4 まで	2	3 1 から 3 4 まで	2	P 3 0 の次
	4 3 から 4 6 まで	2	4 3 から 4 6 まで	2	P 4 2 の次
	4 9 から 5 0 まで	1	4 9 から 5 0 まで	1	P 4 8 の次
第 3 部					
第 4 部	目 1	1	目 1	1	第 4 部表紙の次
	5 から 6 まで	1	5 から 6 まで	1	P 4 の次
			6-1 から 6-16 まで	8	P 6 の次
	7 から 8 まで	1	7 から 8 まで	1	P 6 - 1 6 の次
第 5 部					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
3. 給水方式	3
4. 計画使用水量	4
5. 給水装置工事の施工	23
6. 製図	55
7. 給水装置工事設計審査	60
8. 給水装置工事検査	60

第2部 給水装置工事手続等の取扱

1. 手続等業務のフロー	1
2. 申請の手続	3
3. 手数料の取扱	13
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	21
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	23
6. 中層建築物直結給水の取扱	31
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	43
8. 私設消火栓等の取扱	57
9. 貯水槽水道の取扱	61

第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	3
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9

第4部 函館市水道局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 経過措置	7

第5部 申請書等の様式

申請書等の様式

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、原則として電子メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。

メーター機種一覧



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター型式	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当り使用流量 (m ³ /d)		一ヶ月当 り使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数
			一日・時間以 内使用の場合	瞬時的使用 の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間			瞬時的 使用時
13	接線流	0.1~0.8	1.0	1.5	3	5	85	2~4	2
20	〃	0.2~1.6	2.0	3.0	6	10	170	5~15	3
									4
25	〃	0.23~1.8	2.3	3.4	7	11	190	16~20	4
									5
40	たて形軸流	0.4~6.5	8.0	12.0	24	39	700	21~30	6
									17
50	統一型電子式 たて形軸流	1.25~15	25.0	37.0	56	90	2,100		51
75	〃	2.5~30	50.0	75.0	112	180	4,200		
100	〃	4.0~48	80.0	120.0	180	288	6,700		
150	メーカー型電子 式たて形軸流	7.5~90	150.0	225.0	335	540	12,500		
200	〃	13.0~156	260.0	390.0	585	936	21,700		

(カ) ボルトの締付けは、平均に締付けること。片締めになると締めおくれた部分のパッキンが水圧によってはみ出され漏水の原因となる。割丁字管を取付けた後、取付けの良否について、穿孔前に分岐口から水圧試験を行い確認すること。

(キ) 軟弱地盤では取付けた割丁字管および仕切弁、分岐する管が既設管に対してテコの作用を及ぼすおそれがあるので、必要に応じて地固めや基礎コンクリート杭などによる防護をすること。

(ク) 穿孔完了後は、切りくず、切断片等を完全に管の外へ排出すること。

イ ポリエチレン管からの分岐

(ア) 口径40mmから分岐する口径が20mmの場合、または口径50mmから分岐する口径が20mm～25mmの場合は、ポリエチレン管用サドル付分水栓を使用する。

(イ) ポリエチレン管用チーズを用いて分岐する場合、万力をかけた箇所には、MCユニオンで補修すること。

④ 計画断水作業

給水工事における計画断水作業に係る費用については、申込者の負担とし、管理者と打合わせの上、次の要領で行う。

ア 断水区域の確認を行う。既設仕切弁の有無を確認し、マンホール内を点検する。

イ 大口需用者および飲食店等には、事前に広報を行い、日時を打合わせ、経営企画課へ前々日までに連絡する。また、消火栓が使用不可になる場合は、市消防本部警防課へ消火栓の栓体番号を前日までに連絡する。

ウ 断水作業当日は、広報車で断水区域を広報する。また、関係する部署に工事内容を連絡する。

エ 断水作業の手順は、既設管の口径、形状を確認し、連絡箇所の使用材料を現場に搬入しておくこと。既設管切断時には切断寸法を確認すること。

オ 管内の流れを考慮して仕切弁を操作し、断水を行う。消火栓および給水装置より断水確認を行う。

カ 連絡工事完了後、エア抜きおよび管洗浄を行いながら、管内の流れを考慮して仕切弁の操作を慎重に行う。断水作業に伴う管洗浄水量を無収水量集計表により報告する。なお、消火栓を使用して管洗浄を行う場合は、携帯用メーターを設置して計量すること。また、冬期間の場合は、凍結防止のため、消火栓の水抜きをすること。

キ 断水作業完了後、メーターづまり等出水不良箇所がある場合は、管理者の指示に従い速やかに対応し、処理すること。

⑤ 凍結防止方法

ア 基本事項

(ア) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所には、寒冷地であることを十分考慮し、耐寒性能を有する給水装置にしなければならない。

凍結のおそれがある場所とは、

- a 家屋の北側に面した位置に設置する立ち上がり管
- b 屋内、屋外の露出給水管（受水槽廻り、湯沸器廻り等）
- c 水路等を横断する上越し管
- d やむを得ず凍結深度より浅く埋設しなければならない場合

(イ) 屋内配管には、管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置することを原則とする。

(ロ) 給水装置には、不凍水抜栓の設置または断熱材や保温材で被覆し、結露のおそれがある場合には、適切な防露措置を講じること。

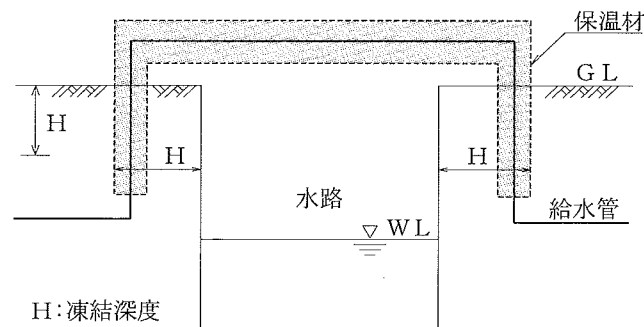
(ハ) 給水栓等が凍結のおそれがある場合は、耐寒性能に優れた給水用具を使用すること。

(ニ) 屋外配管は、土中に埋設し凍結深度より深くすること。

イ 屋外配管の構造

(ア) 凍結のおそれがある屋外配管は、土中に埋設することとし、かつ、その埋設深度は凍結深度より深くする。

(イ) 下水管等によりやむを得ず凍結深度より浅く布設する場合や、擁壁、側溝、水路等の側壁からの距離が十分にとれない場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒措置を講じること。（図－1）




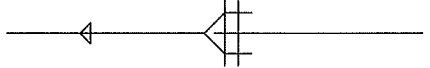
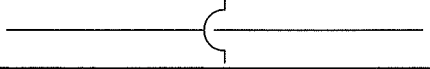
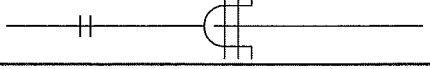
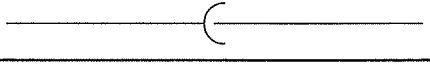
図－1 水路の防寒措置

(ロ) 屋外給水管等の外部露出管は、保温材（発泡スチロール、加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じるか、または水抜き用の給水用具を設置すること。

ウ 屋内配管の構造および材質

(ア) 屋内配管は、原則として管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置するか、または断熱材や保温材で給水装置を被覆すること。

② 管種

管 種	記 号	継 手 記 号
ダクタイル 鋳鉄管 K 形	DIP (K)	
ダクタイル 鋳鉄管 NS 形	DIP (NS)	
ダクタイル 鋳鉄管 A 形	DIP (A)	
ダクタイル 鋳鉄管 S II 形	DIP (SII)	
鋳鉄管 ソケット 形	CIP (C)	
塗 覆 装 管	SP	
石 綿 セ メ ン ト 管	ACP	
塩 化 ビ ニ ル 管	VP	
ポ リ エ チ レ ン 管	PP	
亜 鉛 め つ き 鋼 管	GP	
ス テ ン レ ス 鋼 鋼 管	SSP	
銅 管	CP	
塩化ビニルライニング鋼管	GP (VA) , GP (VB) , GP (VD)	
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	GP (PA) , GP (PB) , GP (PD)	
架 橋 ポ リ エ チ レ ン 管	XPEP	
ポ リ ブ デ ン 管	PBP	

③ 口径

口 径	記 号	口 径	記 号
75	-----	200	-----
100	-----	250	-----
150	-----	300	-----

④ 弁類

名 称	記 号	名 称	記 号
仕 切 弁		地下式消火栓 単口	
逆 止 弁		地 上 式 消 火 栓	
空 気 弁 双 口		ポ ン プ	
空 気 弁 単 口		排 水 弁	

⑤ 異形管類 (K形の場合)

名 称	記 号	名 称	記 号
二 受 T 字 管		フ ラ ン ジ 短 管	
三 受 十 字 管		さ し 受 片 落 管	
フ ラ ン ジ 付 T 字 管		受 さ し 片 落 管	
曲 管		排 水 T 字 管	
継 輪		ラ ッ パ 管	
乙 字 管		栓	
短 管 1 号		離 脱 防 止 金 具	
短 管 2 号		不 断 水 割 T 字 管	

(注) NS形等の場合は、それぞれの継手記号を用いて表すこと。

- イ 50 mm以下の公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（管理者が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（管理者が必要と認めるものは除く）

⑥ 現場検査の省略

- ア 水洗化工事でフレキシブル継手による接合のもの
- イ 給水栓，ボールタップ等の給水用具および取付用の設備を撤去する工事
- ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは，工事中に立会う）

(6) 指定事業者が行う完成検査

- ① 指定事業者（主任技術者）は，工事竣工検査表により完成図書の検査と現地検査を行う。
- ② 給水装置の使用開始にあたっては，水圧試験を行い，メーター設置後，通水，管内洗浄，水質の確認（臭気，味，色，濁り，異物）を行う。

(7) 水質試験

① 基本事項

- ア 水質試験のための採水は，管理者の指示により行うこと。
- イ 水質試験は，管理者が行う。

② 新設管布設工事の水質試験

- ア 管洗浄終了後，水質試験のための水を採水する。
- イ 試験水は，布設管路のそれぞれの末端から採水する。
- ウ 試験項目は，次のとおりとする。

- (ア) 濁度，色度，pH値，残留塩素等検査 : 採水ビン 500 ml 2本
- (イ) 大腸菌 : 滅菌採水ビン 250 ml 1本

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 事業部管路整備室下水道 管渠設計担当	(代)27-8763
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111
		43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当または東部営業所に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を徴収管理課または東部営業所（水道局指定制金融機関）に提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器担当または東部営業所に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(中層建築物用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(特例検針住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱

(1) 目的

函館市上水道の給水区域内における開発行為等（以下「宅地造成」という。）に伴う給水装置工事は、この取扱により計画し、施工の適性を図ることを目的とする。

(2) 給水管等の寄付について

- ① 宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込み管を除く。）等は、水道局への寄付について協議するものとする。
- ② 協議が整ったときは、給水装置工事の申込時に、水道施設寄付申込書を提出するものとする。
- ③ 寄付採納の基準は、別に定める「水道施設の寄付採納要綱」による。

(3) 各戸引込み管の所有権について

各戸引込み管の所有権は、原則として宅地購入者に帰属するよう協議するものとする。各戸引込み管を布設する場合は、事前協議の際にその所有について明示した文書を提出させるものとする。

(4) 設計要領

- ① 宅地造成地内の道路幅員が相当広くなる場合は、原則として、道路の両側に管を布設する。
- ② 消火栓等の消防水利を設置する場合は、市消防本部と打合せした位置とする。この場合、将来建物が建築されたとき、玄関、車庫等の出入口とならないよう決定する。
- ③ 計画給水量
宅地造成地内における計画給水量の算定は、次のとおりとする。
ア 平常時の計画給水量は、1戸当り18ℓ/分とし、同時使用戸数率を考慮する。
イ 消火栓を設置する場合の火災時の計画給水量は、計画1日最大給水量の1分当たりの水量に消火用水量を加算する。
ウ 計画1日最大給水量は、計画区域内居住数に計画1人1日最大給水量を乗じて求める。
エ 計画区域内居住数は、1戸（1宅地）4人とする。
オ 計画1人1日最大給水量は、500ℓ/日とする。
カ 消火用水量は、消火栓1栓の放水量を1m³/分とし、同時に開放する消火栓は1栓を標準とする。ただし、市消防本部より指示を受けた場合は、その栓数とする。

④ 管種

ア 口径75mm以上の管は、ダクタイル鋳鉄管とする。

イ 口径50mm以下の管は、ポリエチレン管とする。

⑤ 口径

ア 宅地内に引き込む管は、各戸の給水量が十分確保できること。

イ 消火栓を設置する場合、消火栓までは、口径100mm以上とする。

⑥ 平常時の損失水頭は、建築物の屋内配管の損失を考慮し、総損失水頭に地盤差を考慮した水頭（必要水頭）が5m以下となるよう設計する。ただし、地形状況等により管理者が必要と認める場合は、管理者の指示した水頭とすることができる。また、火災時の設計水圧は、事前に管理者に確認すること。

⑦ 中間バルブ等の設置

ア 道路上および宅地内に設置する中間バルブは、維持管理に支障のない位置に設置する。

イ 給水管末端に設置する排水バルブは、必要と認めた場合に設置するものとし、管内水を速やかに排水できる位置とする。

(5) 宅地造成の給水装置に係る事前協議申出書等

① 開発行為等に伴う給水装置工事前協議申出書

宅地造成を計画した場合は、第1号様式により事前協議するものとする。

事前協議が完了した場合は、協議成立内容について、第2号様式により通知する。

② 各戸引込み管を布設する場合の届出文書は、第3号様式により届出する。

③ 添付する計画平面図に、給水管経路各所の地盤高を記載する。

(6) その他

① 申込者が給水管を寄付しない場合は、維持管理等の責任区分について、十分説明するものとする。

② 都市計画法の規定に基づかない小規模な宅地造成においても、この取扱に準じて打合せを行うものとする。

ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは、工事中に立会う）

6. 中層建築物直結給水の取扱

(1) 目的

小規模受水槽による衛生問題の解消と給水サービスの向上を図るため、地上4階以上5階までの建物（以下「中層建築物」という。）に直結給水を認める場合の取り扱いを定める。

(2) 適用基準

給水区域内の中層建築物が、次の基準に適合するものに限り、直結給水できるものとする。

① 対象区域は、それぞれの階数に応じた配水管の最小動水圧が年間を通じて確保できる地域とする。

ア 5階建て 0.30Mpa (3.0kgf/cm²) 以上

イ 4階建て 0.25Mpa (2.5kgf/cm²) 以上

② 分岐される配水管および給水管の口径が75mm未満の場合は、原則として管網が形成されていること。

(3) 対象外の建築物

中層建築物が次の場合は、受水槽式給水とする。

① 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要なもの。

② 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。

③ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。

④ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるもの。

⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

(4) 技術基準

中層建築物に直結給水するときの給水装置工事の設計および施工は、次によらなければならない。

① 設計水圧は、(2) ①に規定するそれぞれの階数に応じた最小動水圧とし、最上階に設置する給水用具の必要水圧を確保すること。

② 各階に設置する給水用具の設置高さは、原則としてそれぞれの階数に応じた配水管布設道路面からの高さとする。ただし、3階建てで8m以上の高さのものは、建物の高さにより取り扱う。

ア 5階建 1.4m以内

イ 4階建 1.1m以内

- ③ 給水管の取り出し最小口径は、原則として25mm以上とし、分岐される配水管、給水管の口径未満とする。
- ④ 給水管の管内流速は、原則として2m/秒以下とする。
- ⑤ メーターの口径は次のとおりとする。
- ア 中層建築物で1戸（1事業所）に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- イ 共同住宅等で3階以上の各戸に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- ⑥ メーターの器種および設置位置は、原則として次のとおりとする。
- ア 器種は、直読式メーターとする。ただし、営業所管内は電子メーターとする。
- イ 中層建築物で1戸（1事業所）のものは、1階屋外に設置するものとする。
- ウ 共同住宅等で各階の各戸にメーターが設置される場合は、廊下または踊り場等に面した位置で、検針および取替が容易な、凍結のおそれのないパイプシャフト等に設置するものとする。
- なお、建物出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。ただし、常駐させることができない場合は、代替措置を講ずること。
- エ メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置する。
- ⑦ メーター以下の給水管は、3階建ての建物を含み第1分岐点までメーター口径の1サイズ上のものを使用することができる。
- ⑧ 共同住宅等における給水管は、原則として次のとおりとする。
- ア 宅地内に引き込む給水管に中間止水栓および逆止弁を設置する。
- イ 立上り給水管の最小口径は、40mm以上とする。
- ウ 立上り給水管の最頂部に排水用バルブを設置する。
- エ ウォーターハンマーの発生による騒音防止のため、エアークャンバー等を設置するなど適切な措置を講ずる。
- (5) 水理計算上の特例
- 水理計算にあたっては、次により水栓数等を軽減することができる。
- ① 散水栓は、総水栓数から除く。
- ② 1戸建ての場合で3階以上に設置する給水用具がロータンク式トイレおよび手洗いだけの場合は、各階ごとに同時使用栓数を1栓とし、吐水量を6ℓ/分とする。

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道局給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

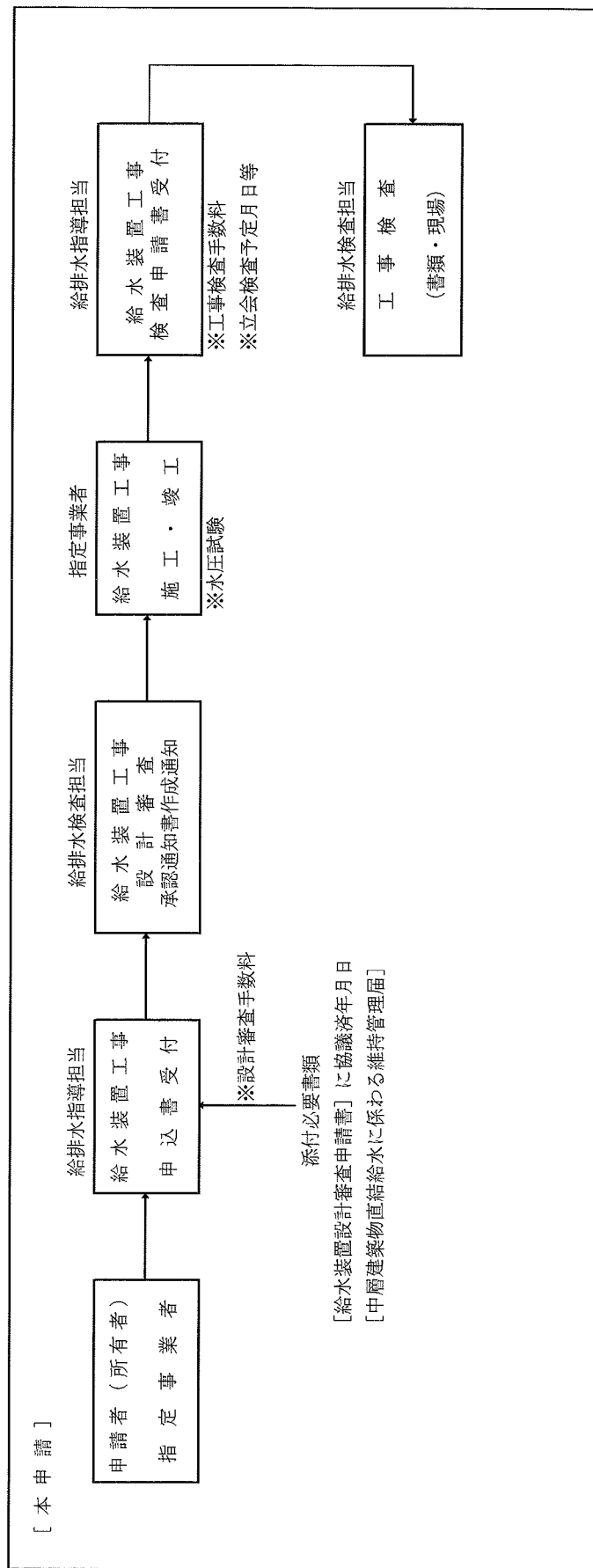
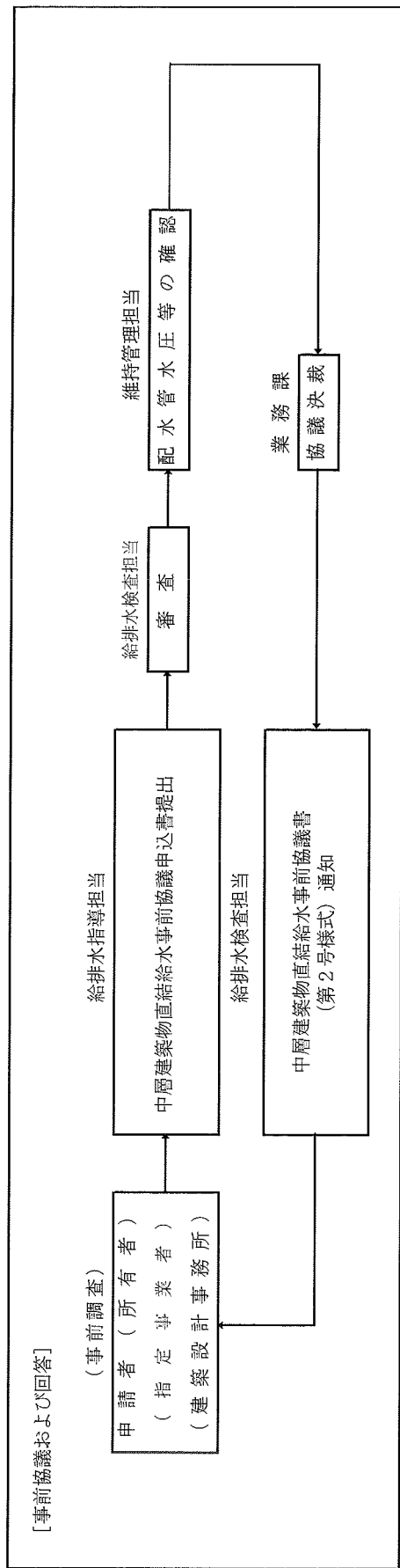
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

中層建築物直結給水の業務フロー（本局の場合）



※ 東部営業所管内については、その都度協議すること。

7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱

(1) 目的

共同住宅等で、受水槽式により給水設備から給水する各戸と、直結式により給水装置から給水する各戸で、水道料金および下水道使用料の賦課に不均衡が生ずることから、それを解消するため、受水槽式給水の共同住宅等の設置者または所有者等から、各戸検針および水道料金等の徴収の申請（以下「特例検針」という。）を受けるときの取り扱いを定める。

(2) 特例検針の対象とする適用基準

- ① 建物の各戸が全て住居になっている共同住宅であること。
- ② 建物の各戸が店舗等併用になっている場合、受水槽以下において住居のみに給水している共同住宅であること。
- ③ 受水槽以下の給水設備から、給水を受ける各戸は原則として、住居専用とすること。ただし、管理者が必要と認めるものについては、特例検針の対象とすることができる。（例：管理人室、集会所、共用栓および消防用設備等）
- ④ 受水槽以下の給水設備から、給水を受ける各戸は全てを特例検針とすること。
- ⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

(3) 給水設備の構造および材質

受水槽以下の給水設備は水道法の適用外であり、給水装置として認められないため、構造および材質基準は、建築基準法および建築基準法施行令等に定める基準に適合していること。

(4) 管理責任者

特例検針を申請する設置者または所有者等を管理責任者とし、「管理責任者届」により届け出ること。

(5) 貸与メーターの取扱

① メーターの貸与

受水槽以下の給水設備は水道法の適用外であるが、当該取扱に適合する場合、管理者は、特例として直結式給水と同様に、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者に水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与する。

なお、メーターの器種は、直読メーターとし、営業所管内は、電子メーターとする。

② メーターの名称

ア 参考メーター

参考メーターとは、特例検針する共同住宅等の受水槽の上流側に設置するメーターをいう。

イ 各戸メーター

各戸メーターとは、各戸ごとに設置するメーターをいう。

③ メーターの設置基準

ア 参考メーターは、原則として検針、点検等が容易にできる屋外とする。

イ 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置すること。

ウ 凍結防止のため、メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置すること。

エ メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。

オ 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉できないときは、管理する者を常駐させること。ただし、常駐させることができない場合は、代替措置を講ずること。

(6) 給水装置工事に関する申請手続

① 給水装置工事設計審査申請

ア 新設工事の申請

配水管等の分岐から受水槽流入ボールタップまでを新設工事として申請すること。なお、審査を受けた後に内容を変更するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

イ 改造工事の申請

(ア) 既に受水槽流入ボールタップまで給水装置として使用している既存共同住宅等を、特例検針する場合は、受水槽の上流側に管理者が貸与しているメーターを参考メーターに変更するため、改造工事として申請すること。

(イ) 既に特例検針を受けている共同住宅等で、給水装置を一部変更するなどの場合は、改造工事として申請すること。

ウ 既に特例検針を受けている共同住宅等の受水槽以降のメーター位置変更等の改造工事は、現況の設備図書と改造工事を行う部分の設計図書を参考図書として届け出ること。

② 給水装置工事検査申請と給水設備の現地確認

ア 給水装置工事検査の申請

(ア) 新設、改造工事とも工事検査申請書が提出された後、給水装置の検査と給水設備の現地確認を同時に行う。

(イ) 給水装置の検査の際に検査員は、受水槽流入ボールタップ等の直結部の末端にて、D P D剤(No. 1)による残留塩素測定および水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認をし、水質検査を行う。

イ 給水設備の現地確認内容

(ア) 参考メーター設置箇所

(イ) 各戸メーター設置箇所

(ウ) 受水槽および配管状況

(7) 特例検針に係る協議

- ① 設計審査と同時に特例検針を申請するときは、申請前に受水槽以下の設計図書等により事前に管理者と協議を行うこと。
- ② 「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針認定申請書」に受水槽以降の給水設備関係図書を参考として添付し、提出すること。
- ③ 提出する受水槽以降の参考図書は、次のとおりとする。
 - ア 位置図，建物平面図，配管系統図，配管立体図，パイプシャフト詳細図，メーター設置図
 - イ 受水槽等詳細図およびポンプ・受水槽配管図
 - ウ その他管理者が必要と認める書類

(8) 協定書の取り交し等

- ① 「給水装置工事申込書」および特例検針に伴う協定書等の関係書類を提出し、設計審査および受水槽以降の給水設備関係図書の確認の結果、基準に適合している場合は特例検針を認める。
- ② 現地確認および水質検査の結果後、管理者が定める「協定書」を取り交わす。なお、協定書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- ③ 管理責任者の変更届
協定を結んだ管理責任者に変更があった場合は、「管理責任者変更届」により届け出ること。

(9) メーターの払出

メーターは、第2部「メーターの受け渡し」の取扱により、払い出しする。

(10) 維持管理

- ① メーターの維持管理
 - ア メーターの貸与を受けた者は、き損、亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
 - イ 貸与を受けたメーターをき損または亡失した者は、弁償しなければならない。
 - ウ 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在になる場合は、住居等の水抜きを行うこと。
 - エ 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は、管理者に届け出て各戸メーターを閉栓（取り外し）すること。また、入居する場合は、管理者に届け出てメーターを開栓（取り付け）すること。
- ② 受水槽以下の給水設備の維持管理
 - ア 管理責任者は、受水槽以下の設備について、善良な注意をもって水質の汚染または漏水のないよう維持管理すること。

イ 管理責任者は、貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し、適正な管理を行い、水質の安全を図ること。

ウ 前項の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について「受水槽清掃用水使用申込書」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

また、使用後は、「受水槽清掃用水使用報告書」を提出する。使用水量料金は、水売却の取扱により、申込者に請求する。

エ 検針の結果、異常があるときは点検調査を行う。点検により異常が確認されたときは管理者の指示に従い適正な措置を講じること。

オ 参考メーターと各戸メーターの合計に差水量が発生し、原因が漏水等による場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に管理者と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料の徴収をしない。

(11) 認定の廃止

管理責任者は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに管理者に「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針廃止届」を提出しなければならない。

(12) 認定の取消

管理者は、管理責任者が協定書に記載された事項を履行しないとき、または指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

(13) 水道料金等の徴収

① 検針

管理者は、共同住宅等の受水槽以下の各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに1回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

② 水道料金等の徴収

水道料金等は、使用者から徴収する。その他、料金等に関する取り扱いは、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業下水道条例の規定による。

(14) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 参考メーターは、原則として検針，点検が容易にできる屋外とする。
- (2) 各戸メーターは，廊下または踊場等に面した位置で検針，取替が容易であり，かつ，凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置する。
- (3) 凍結防止のため，メーター上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ型の丸ハンドル），ユニオンパイプ，メーター，メーター伸縮ユニオン（内ネジ型）の順に設置すること。
- (4) メーターは，給水栓より低い位置に水平に設置すること。
- (5) 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され，出入りまたは開閉出来ないときは，管理する者を常駐させること。ただし，常駐させることができない場合は，代替措置を講ずること。

(メーターの維持管理)

第6条 乙は，メーターの維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) き損または亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- (2) き損または亡失したとき，乙は弁償をしなければならない。
- (3) 冬期間の凍結を防止するため，適切な保温を行うこと。また，長期不在の住居等は，水抜きを行うこと。
- (4) 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居等は，甲に届け出て，メーターを閉栓（取り外し）すること。また，入居するときは，甲に届け出て，開栓（取り付け）すること。

(給水設備の維持管理)

第7条 乙は、受水槽以下の給水設備の維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) 善良な注意をもって水質の汚染、または漏水のないように管理すること。
- (2) 貯水槽水道の取扱および関係法令等を遵守し、適性な管理を行い、水質の安全を図ること。
- (3) 受水槽等の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について受水槽清掃用水使用申込書（第4号様式）により甲に届け出て許可を受け、使用後は受水槽清掃用水使用報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

使用水量料金は、甲の定める水売却の取扱により、受水槽清掃用水使用申込者に請求する。

- (4) 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に甲と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料は徴収しない。

(異常水量の取扱)

第8条 検針の結果、水量に異常があるときは甲が点検調査を行うことができる。

- 2 異常が確認されたとき、または参考メーターと各戸メーターの合計水量に差が生じた場合、乙は速やかに修繕等を行うこととする。

(認定の廃止)

第9条 乙は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに特例検針廃止届（第6号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 甲は、乙が協定書に記載された事項を履行しないとき、または甲の指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

第4部 函館市水道局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	5
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 経過措置	7

ならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の8

- (1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - ① 給水装置工事ごとに、3.(3)項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3.(1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
 - ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
 - ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに、(2)①の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名または名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 3.(1)③の確認の方法およびその結果

(注) ②の技能を有する者とは、旧日水協北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者ならびに(財)給水工事技術振興財団の給水装置配管技能講習修了者等をいう。

なお、耐震管(NS形等)の施工については、日水協の耐震継手配水管技能者に登録している者等をいう。

(設計審査および工事検査) 法第 16 条

(3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書 1 部
- ② 設計図 1 部
- ③ 設計材料書 1 部

(4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 給水装置工事検査申請書 1 部
- ② 竣工図 1 部
- ③ 使用材料書 1 部
- ④ 水圧試験記録表 1 部

(5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第 36 条第 1 号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出) 法第 25 条の 10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる。

5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

(1) 函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条および函館市水道事業給水条例（昭和 34 年函館市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条で定めるところによる。

(違反行為)

第3条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、指定事業者および給水装置工事主任技術者（以下「指定事業者等」という。）が別表の函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認められるときは、その情状に応じ、同表右欄に定める措置（過料を除く。）を行うことができる。

2 管理者は、指定事業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 指定事業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長（以下「主管課長」という。）は、事実の有無について調査しなければならない。

2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定事業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定事業者等に対して、直ちに違反行為の是正および事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。

3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定事業者等から提出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置について協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において指定事業者等が不正な手段で給水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第28条で定める水道料金（臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。）の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。

5 主管課長以外の関係課長は、指定事業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定事業者等への処分等)

第5条 行政処分として指定事業者に対して行う措置は、函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）第14条の4の規定に基づく指定の取消または指定の効力の停止（以下「取消等処分」という。）とする。

2 給水装置工事主任技術者が法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分または前項に規定する報告に代えて、当該違反行為を行った指定事業者等に対し、文書警告を行うことができる。

4 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、口頭注意を行なうことができる。

(審査委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要があると認めるときは、給水装置工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

(意見陳述)

第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。

3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。

5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続きは、函館市行政手続条例によるものとする。

(水道技術管理者等の意見)

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(処分の通知および公示)

第9条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定事業者等に対して取消等処分にあつては、別記第4号様式によりその他の措置にあつては、別記第5号様式により遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第10条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者が指定事業者等に代わって是正し、これに係る費用について条例の定めるところにより、指定事業者等に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

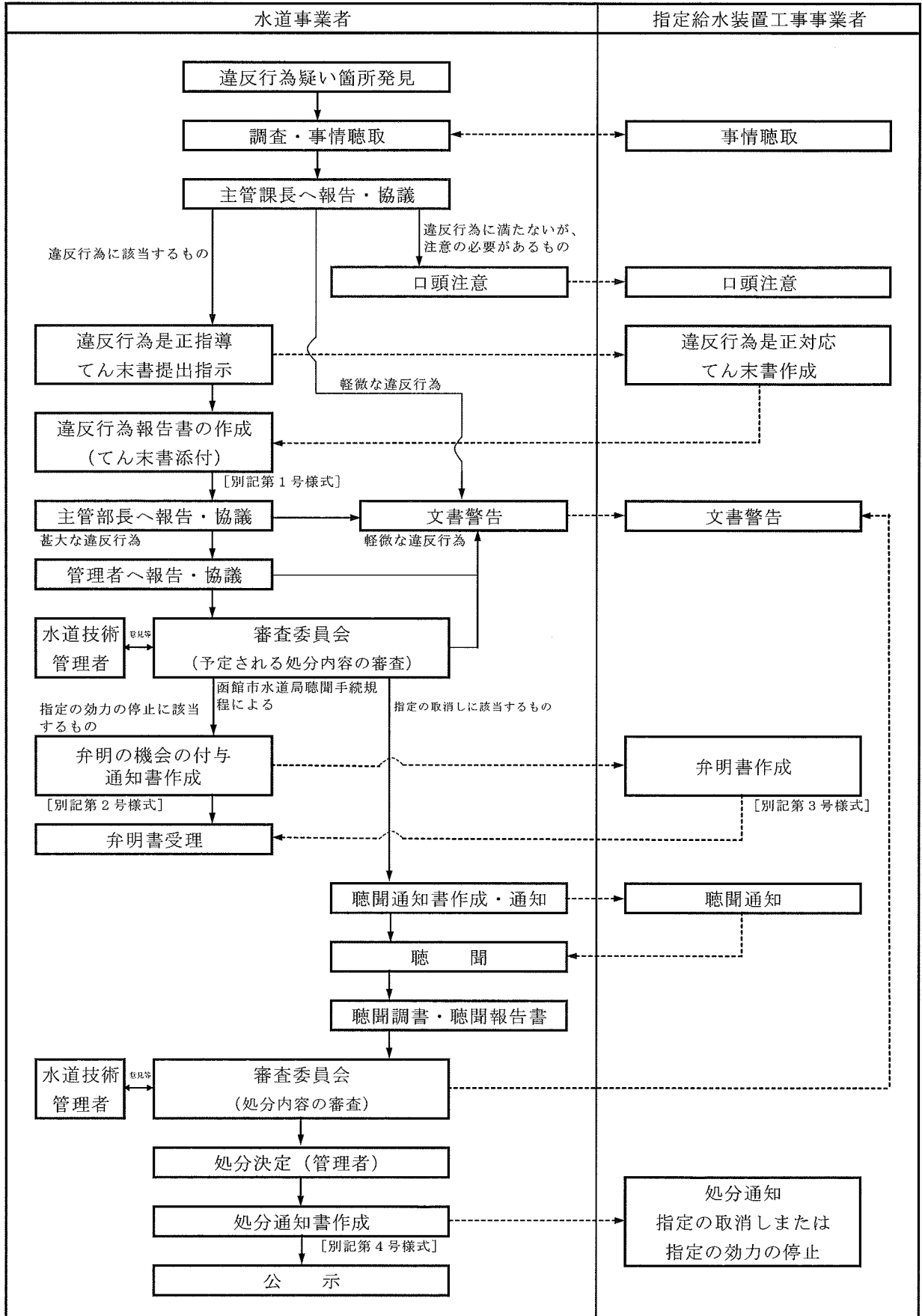
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

(2) 函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理フロー



(3) 函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準 (第3条関係)
 (1) 水道法違反に対する措置 (行政処分該当するもの)

違反項目	根拠条文	関係法令	条文	違反内容	措置	内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条	事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置かないとき。		指定の取消しまたは文書警告
			施行規則 第20条	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。		
		第25条の3 第1項第3号イ		本人または代表者もしくは役員が、成年被後見人もしくは被補佐人または破産者の宣告を受けたとき。		指定の取消し
		第25条の3 第1項第3号ロ		本人または代表者もしくは役員が、水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、または刑の執行を受けることなく、なつた日から2年を経過しない者であることが判明したとき。		
		第25条の3 第1項第3号ハ		指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。		
		第25条の3 第1項第3号ニ		本人または代表者もしくは役員が、業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき。		指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
				①無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。		
				②道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。		
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。		
				⑤文書警告に従わないとき。		
				⑥その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき、または工事完成後管理者の検査を受けなかったとき等。)		

主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項、第2項	施行規則 第21条 第1項、第2項	指定を受けた日または選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときから2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しないときまたは選任もしくは解任の届出をしないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	第3項			給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条・35条	事業所の名称および所在地等の変更届出を提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の取消しまたは文書警告
	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第1号	事業の廃止、休止、再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の取消しまたは文書警告
事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号		施行規則 第36条第2号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
				配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができず技能を有する者を従事させ、またはその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			施行規則 第36条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			施行規則 第36条第4号	給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保しないとき。	
			施行規則 第36条第5号イ	水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。（令第5条：給水装置の構造及び材質の基準）	

事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第5号ロ	給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	第25条の11 第1項第5号	第25条の9	施行規則 第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
工事の施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し
	第25条の11 第1項第6号			給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。	
	第25条の11 第1項第7号			施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれが大いとき。	
不正申請	第25条の11 第1項第8号			不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

(2) 水道法違反に対する措置（主任技術者に関するもの）

違反項目	根拠条文	関係条文	違反条文	違反内容	措置内容
主任技術者の職務義務違反	第25条の5 第3項	第25条の4 第3項第1号		給水装置工事に關する技術上の管理を行わないとき。	主任技術者免状の返納に係る厚生労働大臣への報告
		第25条の4 第3項第2号		給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。	
		第25条の4 第3項第3号		給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が第16条の規定に基づき政令で定める基準に適合していることの確認を行わないとき。	
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第1号	配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認を行わないとき。	
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第2号	配水管から分岐して、給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。	
		第25条の4 第3項第4号	施行規則 第23条第3号	給水装置工事の完了の連絡をしないとき。	

(3) その他法令違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令	条文	違反内容	措置	内容	容
水の供給妨害	第51条 第1項第1号	刑法第147条		水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害したとき。			告訴
	第51条 第1項第2号	刑法第261条					
通水違反		刑法第233条 刑法第235条		承認を受けずに給水装置工事を施行し、かつ、計量不能の状態を通水可能な状態にしたとき。			告訴または過料
不法行為		民法第709条		故意または過失により水道局に損害を与えたとき。			損害賠償請求または訴えの提起
使用者責任		民法第715条		被用者（雇用人等）が、使用者（雇主等）の業務執行の際に、本市に対して不法行為を行い、損害を与えたとき。			

(4) 条例違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令	条文	違反内容	措置	内容	容
手数料納入義務違反	第40条 第1項第4号	第34条		詐欺その他の不正の行為により手数料の納入を免れようとしたときまたは免れたとき。			過料

(4) 函館市水道局指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に研修を受講させることにより、使用者へ安全・安心な給水の確保を図り、水道事業者から速やかに情報提供を行い、あわせて給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届の提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修の対象者)

第2条 研修の対象は、すべての指定事業者とし、この研修により各指定事業者内において必要な情報の周知や教育を実施できる者とする。

(研修の実施)

第3条 研修は、原則として3年に1回実施するものとする。

(研修の通知)

第4条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、研修を実施するときはあらかじめその旨を指定事業者に対して通知するものとする。

(申請の手続)

第5条 指定事業者は、研修を受講しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定事業者名および住所
- (2) 代表者の氏名および主任技術者名
- (3) 研修を受けようとする者の氏名および住所
- (4) その他管理者が必要とする事項

(研修の費用)

第6条 管理者は、研修に要する費用として指定事業者から研修受講料を徴収することができるものとする。

(研修修了証書の交付)

第7条 管理者は、研修受講者に対して修了証書を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 研修に参加しなかった指定事業者は、その理由を書面によって管理者に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第9条 研修は、管理者が実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、複数の水道事業者が合同で行う研修（以下「合同研修」という。）を管理者が実施する研修とすることができる。この場合において、第4条から前条中「管理者」とあるのは、「合同研修会の実施者」と読み替えるものとする。

(研修テキスト)

第10条 研修は、(社)日本水道協会の共通テキスト等を使用し、行うものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年12月1日一部改正

(5) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式(別紙)

違反行為報告書

年 月 日

水道法、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業給水条例施行規程に違反する行為を認めたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事を施行した者の氏名 氏名 (指定番号 第 号)
 (指定給水装置工事事業者名) 住所
 (法人の場合、名称、代表者および担当者) 電話番号
 工事の施行に関与した者の氏名 氏名 (交付番号第 号)
 (給水装置工事主任技術者または技能を有する者)

- 2 工事施行箇所 函館市 町 丁目 番 号

- 3 給水装置使用者（所有者） 氏名
 (法人の場合、名称、代表者および担当者) 住所
 電話番号

- 4 工事の施行期間および違反行為を行っていた期間 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- 5 発見の状況等
 - (1) 発見年月日 年 月 日
 - (2) 発見した職員名 課・係・氏名
 - (3) 発見の状況 調査年月日
調査時間
調査内容
状況写真添付
 - (4) 是正を指示した職員名 課・係・氏名
 - (5) 指示年月日 年 月 日
 - (6) 指示内容
 - (7) 是正後の状況 状況写真添付

- 6 工事の申請年月日および 年 月 日
 工事しゅん工年月日 年 月 日

- 7 水道料金調定状況および収納状況

- 8 その他報告を要すると認められる事項
 - (1) 事情聴取の内容
 - (2) 違反事項
 - (3) 予定措置内容
 - (4) 報告者 課・係・氏名
 - (5) その他

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
水道局長 印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、行政手続法第30条（函館市行政手続条例第28条）の規定により通知します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
予定される不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長

様

住所

氏名

印

年 月 日付で通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

函館市水道事業給水条例施行規程第14条の4の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

指定の取消し

指定の効力の停止

〔ただし、年 月 日から
年 月 日まで〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(函館市公営企業管理者水道局長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

水道法，函館市水道事業給水条例および同施行規程に違反する行為があったので，函館市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

6. 経過措置

- (1) 廃止前の函館市水道局指定水道工事店に関する規程（以下「旧規定」という。）に基づき函館市水道局指定水道工事店に指定されている者は、法の施行の日から90日を経過したとき（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をしたとき）は、旧規程に基づき交付された函館市水道局指定水道工事店指定書および標示板を管理者に返納しなければならない。
- (2) 旧規定第23条第1項の規定により登録されている責任技術者に関しては、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成9年厚生省令第59号）附則第2条の規定の適用については、平成11年3月31日までの間は、旧規程は、なおその効力を有する。
- (3) 改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令
(平成9年8月11日厚生省令第60号)

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令

- ① 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の厚生省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - イ 法人にあつては、役員の氏名
 - ウ 事業の範囲
 - エ 届出を行おうとする水道事業者の給水区域について、給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地
- ② 改正法附則第2条第2項の規定による届出は、別記様式による届出書を提出して行うものとする。
- ③ 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄附行為及び全部事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

附 則

この省令は、改正法の一部の施行の日（平成10年4月1日）から施行する。

- (4) 水道法施行規則に定める様式（別紙）

